

主要国における外国弁護士受入制度の概要・表

		外弁受入制度	職務経験要件	第三国法	共同事業	雇用
日本		あり	あり (期間)3年(直近要件なし) (職務経験地)第三国経験可	書面による助言を受けて可	外国法共同事業の許容	可
米国	22州	なし				
	28州 及びコロンビア特別区	あり	(期間) 申請直前5年中3年 3州 (ニューヨーク, ミシガン, テキサス) 申請直前6年中4年 2州 (カリフォルニア, オハイオ) 申請直前7年中5年 15州 (フロリダ, ハワイ, アラスカ等) 申請直前5年中5年 3州 (ノースカロライナ, ルイジアナ, マサチューセッツ) (職務経験地) 原資格国のみ 18州 第三国経験可 9州 (ニューヨーク, インディアナ等)	不可 11州 (カリフォルニア等) 原則不可だが, 一定の場合(助 言を受けて等)可 7州 (ハワイ等) 可 5州 (ニューヨーク, ワシントンDC等)	制限なし	制限なし
連合王国		あり (訴訟以外の業 務は弁護士でな くとも可能)	不要	制限なし	ソリシターとは可 バリスターとは不可	事実上不可 外国人登録弁護士 (Registered Foreign Lawyer) とソリシターとの共同事業がソ リシターを雇用することのみ可
中国		あり	あり (期間・職務経験地) 国 外で2年以上 事 務所の代表者は, 国外で3年以上	不可	不可	不可
フランス		なし	但し、特別な試験により、フルライセンスを与える制度あり			
ドイツ		あり	不要	不可	制限なし	制限なし